

2024年10月3日

## 半導体等の重要技術分野で海外への技術移転に事前報告を義務付ける貿易関係貿易外取引等に関する省令等の改正案

弁護士 松本 拓 / 弁護士 山下 舞

### Contents

- I. はじめに
- II. 公表された改正省令案等の内容
- III. おわりに

## I. はじめに

経済産業省は2024年9月6日、電子部品や半導体などの10分野で、海外への技術移転に事前報告を義務付ける改正省令案<sup>1</sup>および告示案<sup>2</sup>(以下「改正省令案等」という。)を公表するとともに、改正省令案等に対する意見の公募を開始した<sup>3</sup>。改正省令案等は、後述の重要管理対象技術を用いて海外での製造・設計を可能とするような取引を対象とし、日本が優位性を有する技術の流出を防止することを目的としており、グローバルに事業展開を行う企業にとって、実務上大きな影響を与えることが予想される。

以下では、年内にも施行される改正省令案等の内容を概観するとともに、同改正省令案等が今後関係事業者に与える影響について解説する。

1 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000279427>

2 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000279428>

3 <https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&Mode=0&id=595124101>

## II. 公表された改正省令案等の内容

### 1. 改正省令案等の背景

2024年4月24日、経済産業省が設置し、有識者の委員で構成される産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会は、急速な技術進歩や汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりなどの新たな安全保障環境を踏まえ、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」という。)に基づく輸出規制の見直しを提言する中間報告<sup>4</sup>を公表した。

同中間報告では、国際的な安全保障環境の変化による、軍事転用可能なデュアルユース技術の重要性の高まりや、国際輸出管理レジームに参加していない技術保有国の台頭等が主に指摘され、これまでのわが国の安全保障貿易管理のあり方の見直しの必要性について議論された。

かかる議論を踏まえ、以下の3点を大きな方向性として、今後の対応を進めていくべきこととされた。

- ① 国際的な安全保障環境を踏まえ、リスクベース・アプローチに基づき、安全保障上のリスクがより高い取引に厳に焦点を当て、リスクが低い取引は合理化を追求する。
- ② 同盟国・同志国との重層的な連携を通じて、国際協調による実効性と公平性を担保するとともに、共同研究の推進やサプライチェーンの構築・強化を過度に阻害しない。
- ③ 官民での情報共有・対話等を強化することで、制度・運用の実効性・透明性・予見可能性を高める。

上記方向性を踏まえ、特に昨今技術覇権争いの激化等により技術流出リスクが高まっており、また、技術は貨物等に比べて一度流出すると管理が困難である点を考慮し、今回、外為法に基づく技術移転管理に関して、官民対話を通じた新たな技術管理スキームが導入されることとなった。

### 2. 改正省令案等の内容

今回、改正省令案等によって導入された、官民対話を通じた新たな技術管理スキームとは、安全保障上の観点から管理を強化すべきと考えられる重要管理対象技術の移転にかかる事前報告制度の設置である。

具体的な制度内容は改正告示案に定められており、外国法人への出資、製造委託その他の事業活動に伴い、重要管理対象技術を外国において提供することを目的とする取引を行おうとする事業者は、当該取引にかかる契約を締結する前に、当該取引にかかる報告書を経済産業大臣に提出しなければならないとされている。報告事項には、技術の種類・内容、取引の目的・経緯等が含まれている。なお、報告漏れに対しては、外為法に基づき、指導助言、改善命令が実施され、これらに従わない場合や悪質な違反の場合は、罰則が適用される可能性がある。

上記事前報告に基づき、官民で現状・課題について認識を共有した上で、支援策の検討、懸念情報の提供、具体的対策の助言等を通じて、技術管理の方策を検討することとされている。

なお、原則として上記官民対話によって解決することが目指されているものの、技術流出の懸念が払拭されない場合には、経済産業省から事業者に対して、許可申請を求めるインフォームが発出される。インフォームの発出については、所管原課と事業者との官民対話における技術管理の検討状況を踏まえ、事前報告から30日以内に判断されるものとされている。

---

<sup>4</sup> [https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho\\_boeki/anzen\\_hosho/pdf/20240424\\_1.pdf](https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/anzen_hosho/pdf/20240424_1.pdf)

### 3. 事前報告の対象となる重要管理対象技術

今回、事前報告の対象となる取引は、技術の種類および取引の行為類型の両面から、現にリスクが高いものに絞り込まれている。技術の種類観点からは、将来的な軍事転用への懸念があり、わが国の企業が技術獲得先としてターゲットとなるおそれがあるもの、具体的には、他国が獲得に関心を持ち、わが国が不可欠性や優位性を持つ技術が対象となっている。取引の行為類型観点からは、現地子会社・合併会社への製造移転、他国企業への製造委託・ライセンス付与など、他国での製造、製品開発を可能とする技術移転に限定されている。

上記を踏まえ、今回、事前報告の対象となる重要管理対象技術をまとめると下表のとおりとなる。ただし、下表記載の技術以外にも対象技術の候補は存在するとされ、今後、個別技術の調査、分析によって、対象技術を適時に追加していくこととされている。

対象技術(以下の設計・製造技術)	
電子部品	積層セラミックコンデンサ(MLCC)
	SAW および BAW フィルタ
	電解銅箔
	誘電体フィルム
	チタン酸バリウム粉体
繊維	炭素繊維
	炭化ケイ素繊維
半導体	フォトレジスト
	非鉄金属ターゲット材
電子顕微鏡	走査型電子顕微鏡(SEM)および透過型電子顕微鏡(TEM)

### 4. 今後のスケジュール

前述のとおり、改正省令案等に関しては、9月6日の公表とともに、パブリックコメントの募集が開始され、同募集は10月5日までの1ヶ月間行われる予定である。

その後、10月中旬頃に公布され、2ヶ月の周知期間を経て制度を施行することが予定されている。

## III. おわりに

今回の改正省令案等に基づく新たな事前報告義務の導入は、特にグローバルに技術取引を行っている事業者の今後のオペレーションに直接的な影響を及ぼすと考えられる。事業者は、技術の輸出や国際的な共同研究等に先立って、事前報告を行うことが必要となり、場合によっては許可申請を求めるインフォームが発出されることから、取引のスピードや柔軟性が一定程度制限される可能性がある。また、事前報告の要否にかかる判断や官民対話の過程においては、専門的な知識を要することがあるため、企業内部でのコンプライアンス体制の構築や適切な人材確保が必要となる。

事前報告制度の導入は、日本企業による外国企業との提携や技術ライセンス契約の締結の際にも影響を与えると考えられ、今後は技術の国際競争における法令遵守がより重要な要素となり、その結果、コンプライアンスコストの増加や事業戦略の見直しが必要となる企業も出てくることが考えられる。

- 
- 
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
  - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。  
弁護士 松本 拓 ([taku.matsumoto\\_grp@amt-law.com](mailto:taku.matsumoto_grp@amt-law.com))  
弁護士 山下 舞 ([mai.yamashita@amt-law.com](mailto:mai.yamashita@amt-law.com))
  - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
  - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

---

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

[www.amt-law.com](http://www.amt-law.com)